

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第2回枚方市空家等対策協議会 全体会
開 催 日 時	令和5年3月20日（月） 開始時刻 10時 35分 終了時刻 10時 50分
開 催 場 所	Webex 併用による会議 会場・事務局：枚方市役所 別館2階 第二委員会室 傍聴：webex
出 席 者	井上委員、小川委員、川島委員、高瀬委員、中村委員、早川委員、松尾委員、村上委員、大塚委員、古満委員、三宅委員、（伏見枚方市長代理）山中都市整備部長
欠 席 者	南委員、廣瀬委員、森川委員、平井委員
案 件 名	1. 開会 2. 議題 特定空家等の認定について（諮問） 特定空家等の認定後の手続きについて 3. 閉会
提出された資料等の 名 称	次第 1 特定空家等の認定について（諮問） 2 特定空家等の認定後の手続きについて
決 定 事 項	○諮問を行った。 ○認定後の手続きについて確認した。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	都市整備部 住宅まちづくり課

審 議 内 容

1 開会

部会長：ただいまから、令和4年度第1回枚方市空家等対策協議会 全体会を開催します。

事務局より本日の委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局：それでは、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

本日の出席委員数はオンライン含め12名の委員に出席いただいているため、枚方市空家等対策協議会規約第5条第2項の規定に基づき、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は伏見隆枚方市長の代理として都市整備部長山中が出席いたします。

よろしくお願いします。

部会長：続きまして、傍聴者の確認を行います。

本日、傍聴希望の方はおられますか。

事務局：おられません。

部会長：わかりました。

それでは、議事を進めてまいります。

案件1「特定空家等の認定について（諮問）」となっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

2 議題

〈案件1〉特定空家等の認定について（諮問）

事務局：かしこまりました。さっそくではありますが、都市整備部長 山中から本協議会に対して諮問させていただきます。正面にて諮問書をお渡ししますので、恐れ入りますが、正面にお進みください。

部 長：それでは、諮問書をお渡しします。

【諮問書を読み上げ】

ご議論くださいますようよろしくお願いします。

部会長：では、ただいまいただきました諮問については、審査部会で議論を進めたいと思います。

それでは案件2「特定空家等の認定後の手続きについて」に進みます。事務局説明をお願いします。

〈案件2〉特定空家等の認定後の手続きについて

事務局：それではご説明いたします。

【案件説明】

部会長：今事務局より、法に基づく意見書の提出に代わる手続きとして、公開での意見聴取の場を求められた場合の対応について状況によりご相談させていただきたいと提案がありました。様々な難しい案件がありますが、慎重に対応したいと考えておりますのでどうぞご協力をお願いします。ご異議はございませんでしょうか。

副部会長：それぞれに課題はあるかと思いますが、法令と条例に定めている手続きに沿って進んでいけばよいとは思いますが。

委員：この手続きをすると相当な時間がかかりますよね、その間の老朽化したものが壊れてしまうことなど、突発的な対応はできるのでしょうか。
無縁墓地の改葬でも手続きにたいへん時間がかかりますので、人命等への影響が懸念かなと考えています。

事務局：条例において緊急安全措置も定めているので、容易に想定される状況となれば対応できるようにはしております。

部長：補足としましては、本法令・条例以外にも市民の生命財産を守るための法律がありますので、市は状況に応じて対応していきます。

部会長：かしこまりました。

災害時には別途対応があるとのことで、おおむねはこちらの対応となるということでしょう。

一同：異議なし

部会長：では異議なしとのことで、こちらをお願いします。

3 閉会

部会長：それでは以上をもちまして本日の協議会を終了します。